

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第92回社会保障審議会障害者部会

12月12日(水)東京都中央区ベルサール八重洲にて第92回社会保障審議会障害者部会が開催された。障害福祉サービス等報酬改定の検討状況について、「第3回障害福祉サービス等検討チーム」においての関係団体から出された新しい経済政策パッケージに基づく処遇改善に関する意見等、現行の福祉・介護職員改善加算の加算率の見直しに関する意見等の報告ならびに精神保健指定医制度の見直しについて討議された。以下、概要について一部抜粋して報告する。

「新しい経済政策パッケージ」に基づく障害福祉人材の処遇改善に関する 関係団体からの主な意見等

<1. 福祉・介護職員の更なる処遇改善の評価>

- 介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うこととあるが、障害福祉サービス事業所においても同等の対策を講じていただきたい。
- 継続的な施策となるよう、確実な財源確保をお願いしたい。
- 医療・福祉業界の賃金水準の引上げとなることにつなげていただきたい。一般労働者の産業別賃金水準からも、医療・福祉は決して高水準だとは言えない。一方、福祉・医療の仕事は一部の介護補助を除いては、今後ロボットなどの機械では代用することが困難だと思われる。特に障害分野においては、障害の状況も千差万別である。全産業の平均水準までには引き上げるべきだと思う。
- 障害福祉人材の処遇改善を引き続き要望する。医療型障害児入所施設(旧肢体不自由児施設)は、多職種が一緒になって支援を行う施設で、その中でも福祉職員は重要な一翼を担っており、福祉職員の就労維持、人材確保には更なる処遇改善を要望します。

<2. 他職種等への拡大>

- 他のサービス・職種への対象拡大。
- 処遇改善の対象者の拡大については、全体の底上げとなるよう検討いただきたい。障害

福祉現場で働く職員は、自立支援給付等で雇用されている職員のみではなく、補助金事業で雇用されている職員もいる。また、事務量が膨大となっていることから事務員の雇用もある。特定相談、基幹相談センターの相談員については実務経験や資格要件も必要である。処遇改善対象者の職種を限定されると、福祉業界全体の底上げにならないように思える。

- 資格を持つ職員はまさに「経験・技能のある職員」であるので、資格保持者に対して特段の配慮を願いたい。
- 資格を所有していないが長年従事している職員も算定の対象とし働き甲斐の確保に努めてほしい。
- また、キャリアパスで職種(例：生活支援員→サービス管理責任者→管理者)が変わった場合でも継続して加算請求できる仕組みが必要である。
- 対象職員を限定することなく、柔軟性のある制度設計を。多くの社会福祉法人やNPO法人では地域福祉の観点から、障害・高齢福祉を総合的に運営している組織が多い。このため法人内職員間で賃金格差などが起きないように、処遇改善にあたっては高齢福祉分野と足並みを揃える必要がある。
- 夜勤職員について加算率を高く設定する。地域で生活するうえでグループホーム等の住まいの場の確保が必須であるが、夜勤の職員の確保に非常に苦労していると聞く。今後、地域生活拠点支援事業を進めるうえでも24時間体制が取れるよう夜勤の職員が確保できるような処遇改善が求められている。

<3. 加算による対応>

- 各サービス毎に加算率を設定することに賛成である。これまでの加算方法が定着してわかりやすく、サービス特性にも配慮しやすい。
- 区分5・6の利用者の割合が高い生活介護事業所について加算率を高く設定する。区分5・6の利用者は障害が重度であり、体調を整えたり、通院などで欠席が多くなるが、支援する職員には相応のスキルや経験が求められる。現在日割りの報酬となっているため、在籍している職員に対して、事業所に支払われる報酬が少なくなる傾向にある。そのため経験のある職員を確保するために必要な加算をすべきと考える。
- 新しい処遇改善の方法については基本報酬に反映すべきである。

<4. 弾力的運用>

- 処遇改善に関わる費用の運用は、一定のルールのもと、法人ごとに弾力的に運用できるようお願いしたい。

<5. 取得要件>

- 新しい処遇改善や加算設定にあたっては、福祉・介護職員等の確保とともに離職防止・定着促進に結びつく施策となるよう、職場環境の整備や賃金以外の処遇改善の実施報告を加算の要件とすべきである。
- 処遇改善は条件を付けた加算方式ではなく、条件なしの基本報酬のアップで実施すること。

<6. 事務簡素化>

- 処遇改善加算の扱いについては、その位置づけは評価するものの請求にかかる事務が極めて煩雑で、それを理由に加算を請求していない事例も多く見られ、そのことは「平成

29年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」でも明らかです。そのため事務作業の簡素化が不可欠と考えます。

<7. 経験年数について>

- 介護人材の確保と同様の処遇改善を要望する。経験・技能のある介護職員に重点化を図るとされており、勤続年数10年以上の介護福祉士をより評価したうえで、福祉・介護職員の処遇を改善すべきである。そのためには、各事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士及びそれ以外の福祉・介護職員の配置関数の把握が必須となるため、必要性に応じて調査すべきである。
- 勤続年数10年以上の人材は現状少ないため、勤続年数を10年ではなくもっと短い勤続年数にしていただきたい。（要件撤廃、期間短縮、その他配慮等）
- 福祉に関わる経験年数については、一法人での経験に限らず、複数事業所。複数法人での実務経験年数の合算（現行のサービス管理責任・管理者等の経験年数と同等）とするようお願いいたします。
- 「勤続10年以上の介護福祉士のみ報酬アップでは、まったく同じ仕事をしている重度訪問介護従業者資格の者の評価ができない。経験と技能の両立を評価すべきである。医療的ケア・コミュニケーション技術等のスキルを重点にするべきである。居宅介護の半分以下の単位数の重度訪問介護のヘルパーの給与こそアップしなければ、ヘルパー不足の改善にはつながらないと思います。」という声を拾い上げてほしい。
- 勤続年数ではなく利用者満足度によりしよぐ改善すべきである。
- この度の処遇改善において、例えばA事業所の勤続年数10年以上の介護福祉士の処遇改善が、B事業所の勤続年数10年以上の介護福祉士以外の福祉・介護職員の処遇改善を下回る「逆転」を生じないような仕組みへの配慮が必要である。

<8. その他>

- 賃金以外の離職理由への対応が重要であることから、職場の人間関係を良好とする取り組み、職場の悩みを気軽に相談できる相談窓口、フレックス制の導入、出産・育児後も働き続けられる支援、夜勤明けと次の勤務のインターバルの確保なども合わせて取り組む必要がある。
- キャリアアップや、質の向上を図るためにも資格取得は重要だと思う。キャリアアップの仕組みがある事業所や資格手当や資格取得に補助している事業所に対して支援すべきだと思う。
- 処遇改善の額は介護分野と同様月額8万円を上限とし、個々の資格、経験年数、勤続年数、組織または制度上の役割に応じて、事業所単位にて総額を算定し、実際の職員への配分は各事業所の判断と裁量により給付（支給）されるものとすべきと考えます。その際、制度の趣旨に趣旨に基づいて適切に配分（処遇改善）されているかを外部からチェックできる仕組みが必要と考えます。
- 勤続10年以上の介護福祉士の処遇改善を算定根拠にして柔軟な運用を認めることで処遇改善を図るのではなく、障害福祉・介護人材全体の処遇改善という視点をもっと明確に打ち出してもらいたい。
- 単純に加算を一律につけるという考えではなく、本当に寄り添った支援をしているその人材に（処遇改善）加算が付く考えをしてほしい。

勤続10年以上の8職種に重点配分 障害福祉人材の処遇改善

※福祉新聞より抜粋

厚生労働省は11月29日、2019年10月に予定する障害福祉人材の処遇改善について、勤続10年以上の介護福祉士など8職種の数をサービスごとの加算率の根拠にする考えを明らかにした。個々の事業所が得た加算を配分する際も、同一法人で10年以上勤続する8職種を優先するが、これに該当しない職員に配分することも認める。

8職種とは現在サービスごとの加算率で算定根拠としている(1)介護福祉士(2)社会福祉士(3)精神保健福祉士(4)保育士、の資格保持者に加え、(5)心理指導担当職員(6)サービス管理責任者(7)児童発達支援管理責任者(8)サービス提供責任者を指す。

この8職種の配置が多いサービスほど高い加算率で評価することで、長く働き続けられる環境をつくる。年内に詳細を固める。

同日の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(主査＝新谷正義・厚労大臣政務官)で説明した。勤続10年以上の8職種が合計何人に上るかによって処遇改善に必要な総額が分かるが、厚労省はその人数を明かさなかった。

一方、介護保険サービス事業所に従事する勤続10年以上の介護福祉士は約21万人。その人たちに月額8万円の賃上げをするため、年に2,000億円(公費と保険料で半々)を投じることが平成29年年12月の政府方針で決まっている。

介護人材の処遇改善でも、加算で得たお金を事業所内で一定の裁量を持って配分することを認める方向で議論が進んでいる。障害福祉もこれに沿った形で検討されている。

省庁の常勤採用1,207人

厚生労働省は11月21日、中央省庁による障害者雇用水増し問題に関連し、2019年末までに省庁が採用を予定する常勤職員の数が1,207人、非常勤職員が3,146.5人になるとの見通しを同日の衆議院厚生労働委員会で明らかにした。

国の27の行政機関は障害者雇用促進法に基づく法定雇用促進法に基づく法定雇用率を達成するため、2019年末までに約4,000人を雇用するとしていた。

非常勤から常勤に移る「ステップアップ制度」も導入するため、1人を両方に計上する例もあり、常勤と非常勤の合計が4,000人を超える。

常勤1,207人のうち、2019年1月～3月の採用が389人、4～12月が818人の予定。同様に非常勤は、同1～3月が1,125.5人、4～12月が2,021人。

各省庁から聞き取った見込み数を土屋 職業安定局長が高井千鶴子議員(共産党)に答弁した。11月20日に参議院厚労委員会が水増し問題に関する集中審議を行ったのに続き、11月21日の衆院厚労委員会も障害者団体などを参考人として招いて審議した。

約4,000人の採用をめぐるのは、障害者が働けるよう省庁の職場環境を急に整えるのは困難であり、短期間で大量採用はかえって混乱を招くとの指摘がかねてある。

11月20日の参院厚労委員会で参考人の久保厚子(全国手をつなぐ育成会連合会 会長)は「短期間に4,000人の採用は無理だと思う。実現したとしても数合わせで終わるだろう。もう少し時間をかけて継続可能な職場をつくってほしい」と述べた。

人事院は12月3日から採用試験の受験申込みの受付を始めた。締切は12月14日。一次試験となる筆記試験は年明け2月3日に実施し、通過者は希望する省庁の面接に進む。最終合格は3月22日に発表される。

社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

厚生労働省は、11月27日付で各都道府県・指定都市・中核市の民生主管課宛に、標記の事務連絡を発出した。

近年、高齢者施設における集団感染等の問題が指摘されていることから、社会福祉施設等においても十分な注意が必要とされている。感染防止対策の推進内容や、流行状況等の情報提供、予防・啓発の取り組み等が厚生労働省ホームページに掲載されているので各事業所等でインフルエンザ対策に向け役立ててほしい。

▽詳しくはこちら▽

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

障害者自立支援機器「シーズ・ニーズマッチング交流会2018」開催のご案内

公益社団法人テクノエイド協会主催により、障害当事者のニーズを的確に捉えた支援機器開発の機会を創出すべく交流会が開催されます。

障害者と企業・研究者、研究開発支援機関等が一堂に会し、支援機器の開発を行う企業等が試作機の展示を行い、支援機器の体験や交流を通じて、良質な機器の研究開発及び実用化を推進するとともに、新規参入等を促すこと等を目的とされており、下記の日程により大阪府・東京都・福岡県の3都府県で開催されます。

また、特別企画として、シンポジウム「支援機器開発の最前線と現状の課題」や、導入好事例普及事業「優秀賞者によるプレゼンテーション」、開発促進事業採択機関「成果報告会」（東京会場のみ）が予定されています。各会場とも「入場無料」、「入退場自由」となりますので、積極的にご参加ください。

【大阪開催】

○日 時：平成30年12月18日（火）～19日（水）10：00～16：00

○場 所：大阪マーチャンダイズマート

【福岡開催】

○日 時：平成31年1月9日（水）～10日（木）10：00～16：00

○場 所：FFB HALL 福岡ファッションビル

【東京開催】

○日 時：平成31年2月13日（水）～14日（木）10：00～16：00

○場 所：TOC有明コンベンションホール

▽当日会場にて参加申込も可能ですが下記URLより事前登録が便利です▽

<http://www.techno-aids.or.jp/needsmatch/index.shtml>

農林水産省「農福連携」シンポジウム～国内外で進展する多様な農福連携の取組～

農林水産省（農林水産政策研究所）は、農業と福祉の連携（以下、「農福連携」）の一層の推進や理解促進を目的として、平成31年1月29日（火）に、シンポジウムが開催されます。

近年では、農福連携の一環として、取組主体として企業が参入したり、障害者の就労の場の創出だけでなく、生活困窮者などの就労や支援のために農業を活用しようとする新しい動きが出てきています。こうした取組に関する農林水産政策研究所の研究成果の報告とともに、国内外の取組みについての報告が予定されています。

本シンポジウムは公開でカメラ撮影も可能です。ご関心のある方はぜひご参加ください。

「農福連携」シンポジウム 概要

■開催日時：平成31年1月29日（火）13時00分～16時30分（受付開始：12時30分）

■開 場：砂防会館別館シェーンバッハ・サポー1階 大会議室
（東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館）

■参加料：無料

■定 員：約300名

■プログラム：

第1部 研究成果及び事例報告（企業による取組）

＜コメンテーター：中島 隆信 氏（慶應義塾大学商学部教授）＞

(1) 研究成果「企業による農業分野での障害者の働く場づくりの意義と課題」

吉田 行郷氏（農林水産政策研究所首席政策研究調整官）

(2) 事例報告「農業を通じた精神障害者の新しい働き方モデル」

根本 要氏（就労継続支援A型事業所アスタネ施設長）／埼玉県さいたま市

第2部 事例報告（ドイツにおける農福連携）

＜コメンテーター：家老 洋氏（NPO法人UNE代表）／新潟県長岡市＞

(1) 「農業分野における障害者就労と6次産業化（仮題）」

ペーター・リンツ氏（Herr Peter Linz）（公益有限会社聖アントニウス農業部門長）

(2) 「農業を通じた依存症克服支援（仮題）」

ヘルマン・シュライヒャー氏（Herr Hermann Schleicher）

（公益有限会社フレッケンビューラー・ホフ・フレッケンビュール取締役）

第3部 パネルディスカッション

司 会：里見 喜久夫氏（季刊誌「コトノネ」編集長）

パネラー：根本 要氏、ペーター・リンツ氏、ヘルマン・シュライヒャー氏、
中島 隆信氏、家老 洋氏、吉田 行郷氏、飯田 恭子氏

※本シンポジウムは日独逐次通訳付きで行います。

■そ の 他：詳細及び申込は下記農林水産省ホームページをご参照ください。

▽～国内外で進展する多様な農福連携の取組～の開催及び参加者の募集について▽

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/181108.html>